



国保ニュース(特別号)令和5年12月1日発行
発行所 建設連合国民健康保険組合
連絡先 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11西新橋光和ビル6階
TEL03-3504-1241 FAX03-3504-1243
☎0120-76-1241(8:45~17:00/土日祝日、年末年始除く)
URL: <https://www.kr-kokuho.or.jp>

重要なお知らせ

令和6年3月から 組合員資格の再確認が始まります

この事業は組合員の皆様の**住所、業種、状況**が適正かどうかを確認する大変重要なものです。

令和6年3月に確認票が届きますので、客観的な証拠書類とあわせて、提出期限までに所属する支部へ提出してください。

※客観的な証拠書類の説明が裏面にあります。
ご確認ください。

ご理解とご協力をお願いいたします



組合員資格の再確認とは

厚生労働省から全ての国保組合に対して、定期的を実施するよう指導されているもので、建設連合国保組合では、保険証の更新にあわせて2年に1回行っています。

今回の対象者は令和6年2月1日時点で当国保組合に資格のある方のうち、令和5年3月31日までに加入された組合員（保険証に記載の資格取得日が令和5年3月31日以前の方）です。

組合員資格の再確認については、
令和5年度 建設連合国保ガイドブックP9~11で詳しく説明しています。

客観的な証拠書類について

客観的な証拠書類として、次の書類等の提出をお願いします。

一人親方や個人事業主の場合

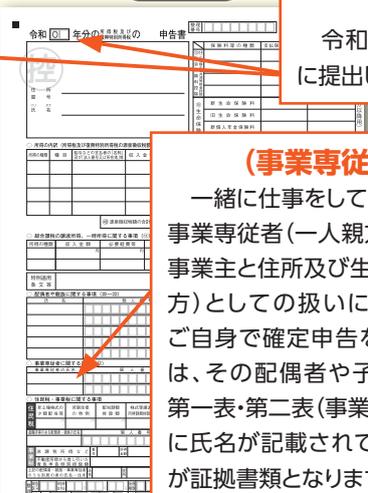
客観的な証拠書類の第一順位は、**令和5年分の「確定申告書(控え)のコピー」**です。
第一表、第二表の両方が必要です。

令和6年の確定申告期間は2月16日(金)～3月15日(金)です。確定申告書の職業欄は建設業に従事していることがわかるよう正しく記入してください。

第一表



第二表



【年】
令和5年分として税務署に提出した控え。

【職業】

職業
例：大工工事

職業欄で業種を確認します。建設業に従事していることがよくわかるよう正しく記入してください。

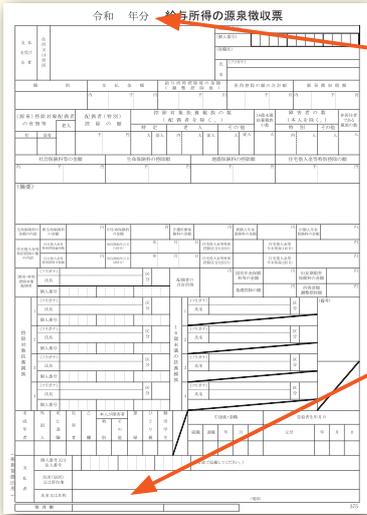
* 職業欄が空欄であったり、会社員、自営業、販売、修理などが記載されている場合、業種が確認できません。

【事業専従者の方へ】
一緒に仕事をしている配偶者や子息の事業専従者(一人親方又は個人事業所の事業主と住所及び生計を同一にしている方)としての扱いになっているために、ご自身で確定申告をされていない場合は、その配偶者や子息の確定申告書の第一表・第二表(事業専従者に関する事項に氏名が記載されているもの)のコピーが証拠書類となります。

※その他の客観的な証拠書類については、3月に送付される確認票に同封されている「提出していただく書類の選定方法」をご覧ください。

個人事業所の従業員の場合

客観的な証拠書類の第一順位は、**令和5年分の「源泉徴収票(受給者交付用)のコピー」**です。



【年】
令和5年分として勤務先より受け取ったもの。

【事業所名】
支払者欄の事業所名が「〇〇工務店」、「〇〇塗装店」などの屋号の場合は、業種が確認できるとみなします。これにより業種が確認できない場合は、雇用証明書が必要です。

※その他の客観的な証拠書類については、3月に送付される確認票に同封されている「提出していただく書類の選定方法」をご覧ください。

注意 事業所の形態や名称、住所が変わったとき、従事している業種が変わったとき、使用されている事業所が変わったときは、所属する支部に速やかに届出してください。(資格の再確認の書類提出とは別に届出が必要です。)